

島根地方最低賃金審議会 島根県最低賃金専門部会

第3回会議 議事要旨

開催日時	令和3年8月6日(金) 午後4時00分～午後8時20分		
開催場所	松江地方合同庁舎 島根労働局専用大会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	1 金額審議 2 島根県最低賃金について(採決) 3 専門部会報告書採択		
議 事 要 旨			
1 部会長が、本日の会議は議事録を非公開とし、議事要旨のみを公開する旨説明した。			
2 部会長が、前回の労使双方の意見、提示された引上げ額の説明を行い、双方からの意見を踏まえた結果、本日の審議について公労、公使協議を行うこととなった。  (公労協議・公使協議)			
3 部会が再開され、部会長から、これまで専門部会として審議を尽くしてきたものの、労使双方の金額の一致、合意を見出すことができなかったことから、公益委員見解を示し、賛否を諮りたい旨の提案がなされ、採決を行うこととなった。			
4 部会長が、公益委員見解として、「引上げ額32円、1時間824円」とする旨、提示した。			
5 採決の結果、(会長を除き)賛成6名、反対2名で決議され、島根県最低賃金について、「引上げ額32円とし、1時間824円とする。」として、審議会へ報告することとなった。 なお、使用者側委員からの要望もあり、報告書作成にあたり、中小企業・零細事業者に対する支援策の拡充等を盛り込むこととした。 発効日は、法定どおりとすることが確認された。			
6 部会長から、全会一致とならなかったため、本審を開催し、本審議会において議決することとなる旨説明した。  (専門部会報告書案作成のため休憩)			
7 部会が再開し、専門部会報告書案が審議、議決された。			
8 賃金室長から、専門部会報告書により、この後、この会場で第422回審議会を開催することを説明した。			
9 部会長が、審議会令第6条第7項による当専門部会の廃止を宣言し、閉会とした。			